

地縁団体認可後の留意事項

●認可地縁団体の印鑑登録

市民まちづくり支援課で団体の印鑑登録ができます。こちらは認可地縁団体名義で不動産を登記する際に必要となります。登録は1団体につき1個です。手続きができる人は、次のとおりです。

- ①認可地縁団体の代表者
- ②裁判所により選任された職務代行者
- ③法第260条の9に規定する仮代行者
- ④法第260条の10に規定する特別代理人
- ⑤法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

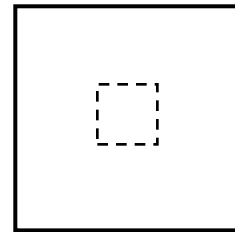
登録申請を行うときは次の書類等が必要です。

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書（書類は市民まちづくり支援課にて記入願います）
- ②申請した人の個人の印鑑（市に印鑑登録をしてあるもの）
- ③団体の印鑑

登録しようとする印鑑が、次のようなものは受け付けられません。

- ①ゴム印その他の変形しやすいもの
- ②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺が30mmの正方形に収まらないもの
- ③印影が鮮明に写らないもの
- ④上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

破線より大きく、太線内におさまるサイズの印鑑のみ登録可能です。



認可地縁団体の代表者が変更となった場合は、登録していた印鑑は無効となります。新たに不動産登記を行う場合は、再度印鑑登録が必要となりますので、申請者の個人の印鑑、団体の印鑑をお持ちのうえ、市民まちづくり支援課までお越しください。

●各種証明書の発行

認可地縁団体の証明書

認可地縁団体証明書は誰でも請求することができます。「証明交付請求書」により市民まちづくり支援課へ請求してください。用紙は、市民まちづくり支援課にあります。手数料は1通につき300円です。

また、郵便又は信書便でも、証明書を請求することができます。郵便等での請求についての詳細は市民まちづくり支援課にお問い合わせください。

印鑑登録証明書

印鑑の登録をした日から発行できますので、「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」により市民まちづくり支援課へ請求してください。ただし、証明書の申請は、団体の代表者のみの申請となります。その際には、代表者の実印、登録した団体の印鑑をご持参ください。手数料は1通につき300円です。

※以上の手続きの際は窓口で多少お時間を頂きますので、事前にご連絡頂けると幸いです。

●規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請」「告示事項変更届出」の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、規約内容や変更された事項は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。また、解散した場合（破産の場合を除く）及び清算終了の場合にも所要の事項を告示することになります。

なお、告示された事項は下記のとおりです。

- ①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無。並びに職務代理者の選任有無
- ⑦代理人の有無 ⑧解散の事由 ⑨認可年月日

規約を変更した場合

以下の書類を提出してください（FAX・電子メールは不可）。書類審査の上、規約変更の認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

- ①規約変更認可申請書
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）
- ④変更後の規約

告示された事項を変更した場合

代表者の住所・氏名・事務所の所在地等を変更したときは、以下の書類を提出してください（FAX・電子メールは不可）。

変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が受理し告示を行って告示事項変更手続きは完了です。

- ①告示事項変更届出書
- ②告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）

※告示事項の内容の変更については総会での議決が必要となります。⑤代表者の氏名及び住所、以外に変更したい事項がある場合は、総会を開く前に、事前に市民まちづくり支援課までご相談頂きますようお願い致します。

●財産目録の作成

認可時及び毎年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

●構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への報告は必要ありませんが、団体で名簿の変更を行ってください。

●認可の取り消しと解散

取り消しについて

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

解散について

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますので、ご注意ください。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき 認可を取り消されたとき
- ③ 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ④ 構成員が欠亡したとき

●課税関係について

認可地縁団体への課税関係は、次のとおりとなります。

- (1) 法人税法等においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となります(詳しくは税務署等にお問い合わせください)。
- (2) 法人市民税の減免申請手続き窓口は市税務課です。税務課からの通知が届いたら手続きを行ってください。
- (3) 法人県民税の減免申請手続き窓口は新発田地域振興局県税部です。通知が届いたら手続きを行ってください。
- (4) 認可地縁団体の名義で登記ができます。その際には登録免許税がかかります。また、名称等所有権の不動産の表示の変更などを行う場合にも登録免許税がかかります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

●注意及び禁止事項

- (1) 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- (2) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。認可地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- (3) 特定政党のために利用してはいけません。

規約を変更する場合
「規約変更認可申請書」記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 二階堂 馨 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所 在 地 新発田市中央町4丁目〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 新発田 太郎

住 所 新発田市中央町4丁目△番◇号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

別添書類

「規約変更の内容及び理由を記載した書類」記載例

1 規約変更の内容及び理由

規約をどのように変更したか内容と理由を記入してください。

〇〇〇自治会規約を以下のように改める。

(改正前)

第〇〇条 理事の人数は〇〇人とする。

(改正後)

第〇〇条 理事の人数は△△人とする。

理由：地区の活動を円滑に行うため。

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

別添総会議事録のとおり

議長及び議事録署名人の署名・押印のある議事録の写しを提出してください。
別添記入例を参考にしてください。

総会が有効に成立し、議案が議決されたことを証する書類です。

〇〇年度 〇〇〇自治会総会議事録

1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後〇時から

2 会 場 〇〇〇公会堂

3 構成員数 〇〇名

総会の定数に達している
必要があります。

4 出席者数 〇〇名、委任状〇〇名

5 議長（1名）、議事録署名人（〇人）の選任

議事録署名人の人数は、当該自治会
の規約によります。

- ・ 議 長 〇〇〇〇氏
- ・ 議事録署名人 △△△△氏、□□□□氏

6 議 案

- (1) 〇〇年度自治会事業報告について
- (2) 〇〇〇自治会規約の一部を改正する規約の制定について
(理事の人数の改正について)
 - ・ 第〇〇条 理事の人数は△△人とする。
- (3) 監査報告

規約変更を議案とし、議決し
たことを明記してください。
また、その時の総会議事の項
目すべてをご記入ください。

7 議 決

上記議案について、次のとおり議決した。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ 印
議事録署名人 △ △ △ △ 印
議事録署名人 □ □ □ □ 印

本人の直筆署名・押印をお願いします。

告示された事項を変更した場合

〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 二階堂 馨 様

主たる事務所を代表者宅に置いてある場合は、新代表者の住所を記入してください。(公会堂等集会施設に主たる事務所を置いてある場合は、公会堂等集会施設の所在地を記入してください。)

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所 在 地 新発田市中央町4丁目△番◇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 新発田 太郎

住 所 新発田市中央町4丁目△番◇号

新代表者の氏名、住所を記入してください。

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

議長、議事録署名人の署名・押印のある議事録の写しを提出してください。

1 変更があった事項及びその内容

- ・ 代表者の氏名及び住所 新発田 太郎 新発田市中央町4丁目△番◇号
- ・ 主たる事務所 新発田市中央町4丁目△番◇号

2 変更の年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

(例)任期満了により交替

主たる事務所を代表者宅に置いてある場合は、事務所となる新代表者の住所を記入してください。(公会堂等集会施設に事務所が置いてある場合は、記入の必要ありません。)

新代表者の氏名と住所を記入してください。

総会が有効に成立し、議案が議決されたことを証する書類です。

〇〇年度 〇〇〇自治会総会議事録

1 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後〇時から

2 会 場 〇〇〇公会堂

3 構成員数 〇〇名

総会の定数に達している
ことが必要です。

4 出席者数 〇〇名、委任状〇〇名

5 議長（1名）、議事録署名人（〇人）の選任

議事録署名人の人数は、当該自治会の規約によります。

- ・議 長 〇〇〇〇氏
- ・議事録署名人 △△△△氏、□□□□氏

6 議 事

- (1) △△年度〇〇自治会事業報告について
- (2) △△年度〇〇自治会会計決算報告について
- (3) 監査報告
- (4) 新年度役員選出
会長 ▲▲▲▲氏、副会長 ●●●●氏……
- (5) 〇〇年度〇〇自治会事業計画について
- (6) 〇〇年度〇〇自治会会計予算案について

この議事録によって代表者が
変更になったことの証明にな
りますので、新代表者の氏名を
必ず記載してください。

すべての議事は拍手で承認された。

議 長 ○ ○ ○ ○ ㊟
 議事録署名人 △ △ △ △ ㊟
 議事録署名人 □ □ □ □ ㊟

本人の直筆署名・押印をお願いします。